

## ■オフロード法(特定自動車排出ガスの規制等に関する法律)による排出ガス規制

### 規制対象

自動車登録をしない特定特殊自動車 ⇒ 自走式高所作業車等

### 適用開始日

エンジンの定格出力範囲に基づいて平成 18(2006)年 10 月 1 日から順次。  
平成 18 年 10 月 1 日以前に生産された特定特殊自動車は規制対象外です。

### 規制内容

使用者にオフロード法の排出ガス基準に適合していることを示す「基準適合表示」等が付された特定特殊自動車の使用を義務付けています。

基準適合表示等の貼付は、基本的には特定特殊自動車メーカーが、場合によっては使用者が必要な手続きをした上で行います。



基準適合表示等

参考:自動車登録をするラフテレーンクレーンはオフロード法の規制は受けませんが、当社のラフテレーンクレーンはオフロード法による型式届出も行い、基準適合表示を貼付しております。

型式 (呼称)	オフロード法の型式届出番号
EDR-T005 (GR-120N-2)	NV-978
JDS-T006 (GR-160N-2)	NV-979
JDS-T003 (GR-250N-2)	NV-980
JDS-T004 (GR-600N-2)	NV-981

### 自走式高所作業車の現行規制と次期規制

#### ○現行規制の排出ガス基準値、黒煙基準値、適用開始日

定格出力	成分※1	基準値※2 単位:g/kWh	黒煙基準値	適用開始日
56kW 以上 75kW 未満	CO	6.50(5.0)	30%	新型車:平成 20(2008)年 10 月 1 日 継続生産車:平成 22(2010)年 9 月 1 日
	HC	0.93(0.7)		
	NO <sub>x</sub>	5.32(4.0)		
	PM	0.33(0.25)		

※1 CO:一酸化炭素、HC:炭化水素、NMHC:非メタン炭化水素、NO<sub>x</sub>:窒素酸化物、PM:粒子状物質

※2 基準値 6.50(5.0)は、1台あたりの上限値 6.50 g/kWh、型式あたりの平均値 5.0 g/kWhを示す。

#### ○次期規制 (第 4 次規制第 1 段階)の基準値、適用開始日

定格出力	成分※1	基準値※2 単位:g/kWh	黒煙基準値	適用開始日
56kW 以上 75kW 未満	CO	6.50(5.0)	25%	新型車:平成 24(2012)年 10 月 1 日 継続生産車:平成 26(2014)年 4 月 1 日 [平成 24 年ディーゼル特殊自動車規制]
	NMHC	0.25(0.19)		
	NO <sub>x</sub>	4.4(3.3)		
	PM	0.03(0.02)		